

第834回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年11月14日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第833回教育委員会会議録の承認について
- 4 第834回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
 - (1) 職員の交通事故に係る和解について (特別支援教育室)
 - (2) 生涯学習施設における物損事故に係る和解について (生涯学習課)
- 6 専決処分報告
 - (1) 教育功績者表彰について (教職員課)
- 7 議 事
 - 第1号議案 職員の人事について (教職員課)
- 8 課長報告等
 - (1) 平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について (教職員課)
 - (2) 「まなウェルみやぎ」の整備状況等について (教職員課)
 - (3) 「問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル」について (義務教育課)
 - (4) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査の結果について (高校教育課)
- 9 資料（配付のみ）
 - (1) 「みやぎっ子ルルブルフォーラム2012」の開催について (教育企画室)
 - (2) 平成25年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項等について (特別支援教育室)
 - (3) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
 - (4) 平成24年度携帯電話等の情報端末に関する調査の結果について (高校教育課)
 - (5) 宮城県美術館特別展「生誕100年／追悼 彫刻家 佐藤忠良展」の開催について (生涯学習課)
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

第834回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年11月14日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 高橋教育長 (青木委員欠席)

4 説明のため出席した者

熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長,
加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長,
氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長,
後藤文化財保護課長 外

- 5 開 会 午後1時31分

6 第833回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第834回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 教育長報告

- (1) 職員の交通事故に係る和解について
(2) 生涯学習施設における物損事故に係る和解について

6 専決処分報告

- (1) 教育功績者表彰について

7 議 事

第1号議案 職員の人事について

委 員 長 教育長報告及び専決処分報告及び議事の各案件については, 非開示情報等が含まれて
いることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員異議なし)
この審議等については, 秘密会とする。
なお, 秘密会とする案件のうち議事の第1号議案については, 本日速やかに処理する
必要があることから, 先に第1号議案を審議することとし, 残る案件については, 次回
教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

9 課長報告等

(1) 平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について

(説明者: 教職員課長)

平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページとなる。

「1 実施概況」の「(1) 第1次選考」であるが, 7月21日(土), 22日(日)の両日, 県内4つ

の小学校と7つの高等学校、東京海洋大学を会場として、筆記試験及び実技試験を実施した。受験状況については、昨年度は、福島第一原発事故の影響等で採用を見送った福島県からの志願者や、東日本大震災の被災地勤務に関心を持つ首都圏等の志願者が急増したことなどから、5,278名の出願があったが、今年度は、福島県も全ての校種・教科で採用試験を実施したこともあり、ほぼ例年並みの4,083名の出願者数であった。選考においては、昨年度から引き続き、第1次選考に実技試験のない17教科で東京会場での試験を実施し、受験者の拡大を図った。また、教職経験者特別選考も全ての教科・校種で実施し、特別選考への出願者は増加傾向にある。

次に、「(2) 第2次選考」については、9月6日(木)から10日(月)の5日間、宮城教育大学及び仙台市教育センターを会場として実施した。1次試験の合格者1,074名に対し、1,055名が受験した。

次に、「2 今年度選考試験の特徴」であるが、選考の結果として、一昨年、昨年に引き続き、過去10年間で3番目に多い489名を名簿登載した。本県の「志教育」、仙台市の「仙台自分づくり教育」に対する取組を推進できる人材、また、昨今の教育的諸課題に対応できる人材を採用することができたと考えている。また、名簿登載者に対する講師経験者の割合は47.2%となっており、昨年に引き続き約半数を占める結果となっている。即戦力として期待される実践的指導力を有する人材を数多く確保することができたと考えている。

次に、「3 名簿登載者数」であるが、全体としては、3,721名の受験者に対して、第1次合格者を1,074名とした上で、第2次選考試験において小学校245名、中学校104名、中・高48名、高等学校78名、養護教諭10名、栄養教諭4名の合計489名を合格者として名簿登載をした。

なお、この表の中段の「中・高」の欄であるが、音楽・美術・家庭・保健体育については、中学校・高等学校の区別なく名簿登載を行い、採用配置の段階で中学校・高等学校に区分する仕組みとなっているため、合計数を記載しているものである。

最後に、「4 今後の説明会開催予定」であるが、来年度選考に向け、資料に記載のとおり説明会を予定している。

本件については、以上のとおりである。

※下線部分は、第835回教育委員会定例会(H24.12.18開催)で訂正
【(訂正後の数値) 中学校103名、中・高49名】

(質 疑)

佐 竹 委 員 今回の選考に係る名簿登載者数が記載されているが、その男女比はどのようになっているか。

教 職 員 課 長 合計489名の合格者を名簿登載しているが、その男女比は5対5であり、男性が245名、女性が244名となっている。

佐 竹 委 員 男女に偏りのない素晴らしい結果であるが、小・中・高や養護教諭等の男女比も説明願いたい。

教 職 員 課 長 校種別に申し上げますと、小学校は、男性が36%、女性は64%、中学校については、男性70%、女性30%、中・高については、男女ともに50%、高等学校では男性が77%、女性が23%であり、小学校では女性の割合が高く、中・高では男性が多い状況となっている。また、養護教諭・栄養教諭は、すべて女性となる。これらの合計の割合として、男性と女性で半々となっている。

伊 藤 委 員 「2 今年度選考試験の特徴」であるが、講師経験者が名簿登載者の約半数を占めていることは大変良い傾向にあると思う。新卒者を採用する場合、学校現場の実践経験が浅いため、教員としての十分な力量を身に付けるまで時間を要する場合もあると思われる。今回の採用に当たり、県で進めている「志教育」や、仙台市の「仙台自分づくり教育」に係る取組を推進できる人材の確保に力点を置き選考していることは評価されるものと考えられる。その講師経験者について、経験年数が1年の方や何年も挑戦している方もいると思うが、その経験年数や年齢等、何年程度の経験を積んで合格しているのか。

教 職 員 課 長 講師経験者については、教職経験者特別選考も設けており、今年で3回目となる。これは、一般選考とは別に特別選考としており、その出願要件として、例えば、“講師経

「経験何ヶ月以上」としているため、講師経験者を多数採用することとなったものと考えている。御指摘のあった講師経験年数等について、手元に詳細資料がないが、今回の名簿登載者の平均年齢で申し上げると、全体を通して約27歳となる。これは、新卒者も含んでいるため、講師経験のある方であれば、数年の経験を積んだ上で合格されている方が多いものと思われる。

(2) 「まなウェルみやぎ」の整備状況等について

(説明者：教職員課長)

「まなウェルみやぎ」の整備状況等について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから3ページとなる。

資料2ページを御覧願いたい。「1 事業概要及び経緯」であるが、教育・福祉複合施設整備事業として、名取市美田園地区に整備している「まなウェルみやぎ」は、教育と保健福祉分野の様々な課題に対応し、県民サービスの向上を図ることを目的としている施設であり、「(2) 入居機関」に記載のとおり、教育機関である「(仮称) 総合教育センター」及び「美田園高等学校」と保健福祉部の機関である「子ども総合センター」、「中央児童相談所」及び「リハビリテーション支援センター」が入居することとなっている。「まなウェルみやぎ」とは、教育・福祉複合施設の愛称であり、施設全体を指し示すものである。

続いて、「(3) これまでの経過」について、平成22年12月から建設工事に着手したところであるが、昨年3月11日の東日本大震災の影響により、工事の一時中止や被害状況調査、復旧工事等を経た上で、昨年11月から建設工事を再開し、今月下旬には当該工事が完成する予定となっている。

次に、「2 今後の予定」であるが、建設工事の完成後、LAN工事や備品の納品等の執務環境の整備を進め、来年3月末までに各入居機関の引越作業を行うこととしており、平成25年4月1日からの供用開始を予定している。

続いて、次の3ページを御覧願いたい。先ほど「まなウェルみやぎ」に入居する機関の1つとして御説明申し上げた「(仮称) 宮城県総合教育センター」の概要について、御説明申し上げます。「(仮称) 宮城県総合教育センター」は、本県の教育振興の中核機関として、県教育研修センターと県特別支援教育センターを統合して、平成25年4月1日に設置しようとするものである。当センターは、統合する教育研修センターと特別支援教育センターがこれまで果たしてきた機能に加えて、学力の向上や心の教育の充実等の教育をめぐる課題に適切に対応することを目的としている。

その主な機能については、「(1) 研究機能」として、本県の学校現場における教育課題の解決に向けた実効性のある研究の推進と普及、研究成果を基にした教育施策につながる提言を行うほか、全国学力状況調査等の結果を分析し、学校現場への情報提供並びに要請に基づく訪問指導・助言等を行うこととしている。

次に、「(2) 研修機能」であるが、教職経験や職に応じた研修等の実施や、科学、情報等の特に高度な専門性を有する分野に関する研修の実施のほか、「④ 学校における研修(校内研修)の充実に向けた支援」等を行うこととしている。

最後に、「(3) 支援機能」であるが、「① 学校・教職員への支援」については、教育資料や指導案等のコンテンツの開発と提供等を行うほか、「② 児童生徒等の学びの支援」については、科学巡回車による学校訪問や地域の研究・研修への支援等を行うこととしている。また、「③ 教育相談の充実」については、児童生徒及び保護者、教育関係者を対象とした不登校、引きこもり、いじめなどについての相談等を行うほか、「④ 共に学ぶ教育や特別支援教育への理解・啓発」については、広報誌の発行やホームページによる情報発信等を行うこととしている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

遠 藤 委 員

研修センターと特別支援教育センターが統合され、新たに総合教育センターが設置されることとなるが、現在の各センターの資料や機能等は、どのように引き継いでいくのか。新センターには、現在の各センターが持っている良い部分も受け継いでほしい。特

に、特別支援教育については、センター職員が各教育事務所に出向き、教育相談を実施する定期巡回教育相談や一般向けの資料貸出も行っており、統合されることによって、サービスが低下することのないよう努めていただきたい。

教職員課長

各センターのノウハウや資料等については、必要である部分は新センターに引き継ぐこととしている。さらに、保健福祉関係の施設も入居するため、例えば、特別支援教育の関係であれば、保健福祉分野の施設の医療的な側面からの支援や協力も得られることとなる。また、教育相談についても、教育研修センターと特別支援教育センターが統合することで、より強化されるものと考えている。御指摘のあった、これまでの良い部分の引き継ぎや、統合されることによって効果的となる部分については、新センターのキー・コンセプトの一つと考えている。例えば、新センターの指導主事が学校現場に出向く、あるいは特別支援関係の相談に出向くなど、ソフト面での事業も充実させていきたいと考えている。

佐竹委員

「まなウェルみやぎ」には、とても期待している。これまで個別の施設で実施していた事業が、一つの建物に集約されることによる利点は、とても効果的であると考えている。その一方で、施設の供用開始後は、様々な問題に直面することもあり、必ずしも100%の力を発揮できるものではないと思う。職員が個々に頭を悩ませるより、入居する各施設のノウハウも活用しながら対応することにより、画期的な施設になるものと思う。他県等にも誇れる日本一の「まなウェルみやぎ」を目指し、子どもたちと教育の“夢”として、前向きな明るい未来を創造する施設となるよう尽力いただきたい。

教職員課長

委員御指摘のように、日本一のセンターと誇れるよう、開所後も取り組んでまいりたい。また、供用開始は来年度当初を目指しており、これまでも各機関と連携しながら様々な取組を進めている。例えば、保健福祉部の機関で実施している研修と教育庁の両センターが行っている研修を相互に連携する、あるいは、相談窓口の1本化による適切な機関の紹介など、供用開始後も強い連携・協力関係の基で対応してまいりたい。

佐竹委員

今回、各地域で事業に取り組んでいた施設が一つの場所に集まることとなるが、その集約による弊害が出ることをないよう、地域の意見や施設周辺の状況に関する情報収集を行った上で、総合的に取り組んでいただきたい。

伊藤委員

組織面について、「1」の「(2)入居機関」に5つの機関が記載されており、その各機関には、それぞれの所属長がいるものと思うが、この施設全体を横断的に総括する“長”は配置されるのか。

教職員課長

各機関は独立しているため、それぞれの所属長は配置されるが、「まなウェルみやぎ」を総括する“長”は存在しない。しかし、各機関が連携して取り組む必要があるため、開所後は、各施設を横断する形の連携会議を設置するなど、それぞれの情報を共有できる体制を整えていきたい。

(3)「問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル」について

(説明者：義務教育課長)

問題行動等に係る出席停止に関するマニュアルについて、御報告申し上げます。

本マニュアルの策定に関しては、今年度の宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会圏域別会議で、いじめ問題への毅然とした対応の一つの方策として出席停止制度適用について提案したが、その後、いくつかの市町村教育委員会から、出席停止制度の運用等に関する問合せがあり、このマニュアルを示すことによって、各市町村教育委員会が、必要に応じ、いじめ等の事案でも出席停止の措置を講じることができるようにしたものである。

資料は、4ページ及び別冊となる。

問題行動等に係る出席停止については、懲戒という観点から適用するのではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。県内の平成23年度の出席

停止措置については、暴力行為に関する事案が1件報告されているが、いじめに関する事案は報告されていない。

このマニュアルの内容については、資料4ページの「2」の「(2) 内容構成」に示したとおりであるが、その詳細は別冊「問題行動等に係る出席停止に関するマニュアル」により御説明申し上げる。

別冊の1ページを御覧願いたい。まず、「1 学校教育法」であるが、出席停止は第35条に規定されているが、出席停止の措置を決定するための要件は、学校等が最大限の指導努力を行っても解決しない場合で、性行不良があること、他の児童生徒の教育に妨げがあることである。

次に、「2 市町村立学校の管理運営に関する規則の参考例」について、県内のすべての市町村で管理運営に関する規則に出席停止について位置付けられているが、各市町村の記述内容に若干の差異があることから、標準的な内容の規則を参考例として掲載した。

続いて、2ページの「3 市町村立学校の出席停止の命令手続に関する要綱の参考例」については、市町村教育委員会の行う手続等について具体的に定めた要綱の参考例となるが、この参考例に基づき、各市町村で要綱を定めていただきたいと考えている。

次に、8ページ以降には、「4 出席停止に係る事務手続の流れ」等を示しており、13ページの「5 出席停止に係る事務手続のチャート図」には、事務手続の具体的な流れをチャート図にまとめている。また、15ページ以降には、参考資料として、これまでに文部科学省や県教育委員会から出された通知を掲載している。

資料の4ページにお戻り願いたい。「3 関連日程等」であるが、今後のマニュアルの活用については、本日の報告後、11月27日の県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会に提案することとしており、また、「4 その他」に記載のとおり、義務教育課のホームページにも掲載した上で、活用していくことができるよう取り組んでまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員 このマニュアルは、各市町村の学校でこれに準じて作成するものと思うが、学校内で情報を共有することはもちろんであるが、保護者に対してはどのように周知するのか。

義 務 教 育 課 長 出席停止に係る要綱等については、各市町村教育委員会において、学校管理規則で定めることとなるが、その規則の中で、資料2ページの要綱や3ページ以降の各様式を参考に定めていただきたいと考えている。また、この制度の保護者への周知については、資料8ページに記載しているとおり、校長が保護者全体に対して説明することとしている。PTA総会等の全校の保護者会や学校だより等を通じて保護者全体に周知することにより、適切な理解を促していくことが大切であると考えている。

佐 竹 委 員 9ページの「(5) 保護者からの意見聴取の実施」等であるが、問題行動を起こした子どもは、メンタル面や家庭環境等の背景にある部分が密接に関連してくるものと思う。その際、保護者や当事者間における認識の違いが出てくるのではないかと思う。そのような状況があった場合、例えば、双方の同意を得られないことも考えられるが、今回の要綱を基に出席停止を強行することはないと捉えて良いか。

義 務 教 育 課 長 保護者からの意見聴取については、この制度の趣旨を生かしていくためにも理解を得る必要があるため、できる限り理解を得た上で進められるよう促してまいりたい。

佐 竹 委 員 出席停止となった子どもは、基本的には自宅謹慎の状態になるはずであり、外出して遊んでいるようなことがあってはならないと思う。その際には、家庭における指導も重要であり、先生方が個別に家庭訪問を行うなど、家庭に対するケアも行っていくようであるが、仮に、登校させられる状況ではなく、家庭でもケアできない状況があった場合には、どのように対応していくのか。

義 務 教 育 課 長 出席停止となった児童生徒に対しては、家庭における過ごし方を有意義なものとするため、市町村の教育委員会で個別の指導計画を策定することとしている。その指導計画については、12ページに参考例となる個別指導計画案を示しており、学校が案を作成

し、市町村教育委員会に協議した上で策定することとなる。その指導に当たっては、学校の教員が家庭訪問を行いながら学習の進捗状況の把握に努めること、社会教育施設との連携によるボランティア活動等の学習も取り入れることなどにより、子どもたちに反省を促していくこととしている。

佐 竹 委 員 教育委員会等が1人の子どもに関わり、これからの将来の良き措置との感覚で対策を講じていくものと認識したが、その中で、一番大きな問題は、出席を停止させられた背景にある状況ではないかと思う。その問題をきちんとケアできなければ、厳しい措置を講じたとしても、その措置だけが一人歩きしてしまうことになるのではないかと。また、出席停止を講じた場合には、周囲の子どもたちが学ぶ材料にもなると思うが、その一方で、それが引き金となり、措置を受けた子どもの将来や心に傷が付くことも考えられるので、十分な配慮が必要であると思う。教育を受ける権利や保証は誰にでもあるため、教育現場の秩序を著しく乱す者に対しては、いたしかたない措置との考えもあるが、一方で、当事者の子どもたちは、好んでそのような行為に及んでいるのではないと思う。何らかの事情や自分の気持ちを理解してもらえないことなど、様々な理由により、そのような行為を取るのではないかと思う。また、家庭環境等も鑑みた上で、児童生徒に対する心のケアにも配慮し、出席停止の措置を講じた場合でも、子どもたちが前に向かって進んでいけるような指導等をしていただきたい。各市町村教育委員会にも周知の上、その当事者を引き離したり、阻害したりすることなく、クラスの仲間と一緒に学校生活を送ることができるよう、十分な配慮をお願いしたい。

義 務 教 育 課 長 委員御指摘のとおり、出席停止となった児童生徒が円滑に学校に復帰できるよう、周囲の子どもたちに対する指導も必要である。また、出席停止後の対応についても、その児童生徒の心に寄り添い、生活状況や学習状況の把握に努め、継続して指導していくことが重要であると考えている。そのような部分も踏まえ、今月末に予定している市町村教育委員会との懇話会において説明していきたい。

遠 藤 委 員 問題行動を引き起こす児童生徒の背景について、家庭環境、学習状況、友達関係等がどうであったかを考えると、必ずしも表面上の問題行動だけで判断することは難しいのではないかと思う。勉強ができない、授業が分からないなどの理由により問題を起しているとするならば、学習面においては、12ページに例示されたような学習計画に取り組むことは、相当困難な課題になると思う。その子どもたちに対しては、先ほど説明されたボランティア活動等のように、授業と離れた部分の活動で本人の良さを生かす場を提供していくことも必要であり、そのためには、そういった子どもたちを引き受けられる体制を市町村の中に整えておく必要があると思う。また、義務教育においては、教師の指導力が重要視されており、中学校卒業までに、しっかりとした学力を身に付けて社会に送り出すことが必要である。その出席停止の対象となる児童生徒に対しては、教育的機能による復帰を基本としつつ、その措置を講ずる場合には、緊急避難的に使用できる受け皿を整えた上で、進めていくことが必要ではないか。

義 務 教 育 課 長 委員御指摘のとおり、その児童生徒を見捨てるのではなく、出席停止は、更生させた上で正しい道に進ませるための措置と捉えている。資料9ページの「(8) サポートチームの設置等指導体制の整備」に記載のとおり、実情に応じ、市町村教育委員会において、学校の職員やスクールカウンセラー、児童相談所、警察、保護司等によるサポートチームを組織し、子どもたちや家庭を支援する体制も整えていただくこととしている。

伊 藤 委 員 このマニュアルは、実際の学校現場で活用されずに済むことが望ましいと思うが、あくまでも市町村教育委員会の指針的な位置付けで作成するものと認識した。しかし、各学校現場においては、教職員一人ひとりが、このマニュアルを十分に理解した上で、子どもたちに接していくことが必要であると思う。そのためには、各学校のクラス運営、学年運営、学校運営等において、学校内のすべての教職員で情報を共有できる時間を設

- けるべきである。先生方は多忙な日々を送っていると思うが、子どもたちの状況等を学校全体で共有することにより、このマニュアルが有益なものとなるよう期待したい。
- 義務教育課長 問題行動に対しては、組織的かつ迅速に進めていくことが重要であると捉えている。学校内における情報の共有も含め、指導及び助言をしまいたい。
- 佐竹委員 暴力行動が発生した場合、一般的には学校内部の問題として取り扱っていると思うが、その解消が困難な場合に、警察に通報する学校が多くなっているとも聞いている。この問題に関しては、警察との連携も必要となってくると思うがいかがか。
- 義務教育課長 子どもたちの問題行動については様々な状況がある。この出席停止については、生徒間暴力、対教師暴力、器物損壊（ガラスや机等の破壊）、授業妨害の4つの要件に該当する行動に対する措置となる。その行為が、ある程度で留まっていればいいが、少年法や児童福祉法等に関連するものであれば、各関係機関と連携の上、対応していく必要があると考えている。また、問題行動が傷害事件等に発展する可能性があれば、警察との連携も必要となるが、今回のマニュアルについては、子どもたちの改心を促すための制度として、他の児童の学習環境の保証を念頭に置いた枠組みであるため、そのような部分も含めて各学校等を指導してまいりたい。
- 佐竹委員 伊藤委員の意見にあった学校の先生同士の認識の共有に加え、PTAや地域の方々にも協力していただけるような体制の整備も必要ではないか。教育現場で万全を期したとしても、家庭等においては、「あの子が出席停止となった。だから、あなたもそうならないようにしなさい」などのように、出席停止となった子どもだけに周囲の視線が向くことになりかねないと思われる。その子どもの将来が閉ざされることのないよう、十分に留意して取り組んでいただき、このマニュアルに対する各家庭等の理解と認識が得られるよう配慮していただきたい。
- 義務教育課長 保護者だけではなく、地域の方への周知も含め、今月末の懇話会の際に、市町村教育委員会に対して説明していきたい。

(4) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査の結果について

(説明者：高校教育課長)

平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回入学志願者予備調査の集計結果について、御報告申し上げます。

資料は、5ページから11ページとなる。

資料5ページを御覧願いたい。「1 調査対象」であるが、県内の公立・私立中学校等に加え、福島・岩手両県の県境隣接協定地域の中学3年生及び過卒の進学希望者の第1希望を集計している。

「2 高校入試を実施する公立高等学校数・学科数」については、県立高校72校、市立学校6校の計78校、161学科・コースでの実施となる。

次に、「3 総括」であるが、第1回予備調査については、全日制では募集定員15,160人のところに18,096人が希望しており、県全体の平均倍率は1.19倍で昨年度より0.04ポイント下がっている。また、定時制では、募集定員1,040人のところに381人が希望しており、県全体の平均倍率は0.37倍で昨年度より0.01ポイント増加している。全日制における平均倍率の低下については、中学校卒業予定者数が約200人減少しているのに対し、募集定員枠を変化させなかったこと、私立高校を第一志望とする生徒が例年より増加していることに起因している。

本年度から導入した前期選抜については、その倍率が注目されていたところであるが、全日制では募集定員3,606人に8,550人が希望しており、県全体の平均倍率は2.37倍となり、昨年度の推薦入試倍率の1.05倍と比べて大きく増加したものの、当初懸念された極めて高い倍率とはならなかったものである。また、定時制では、募集定員230人のところに102人が希望しており、県全体の平均倍率は0.44倍で、こちらも昨年度と比べて大きく増加している。この結果については、新しい制度への移行初年度であるが、中学生が積極的にチャレンジしようとしているものと考えている。

次の6ページから8ページまでは、学校、学科別の募集定員、前期選抜の募集人数、第1回志願者予備調査結果、前期選抜志望者数、昨年度の状況を示している。

9ページの上段が定時制の状況であり、その下が前期選抜と同じ日程で行う志津川高校の連携型入試の志願状況となる。このうち、特徴的な点を10ページから11ページの補助資料にまとめている。

「1 地区別の志願倍率(全日制)」であるが、第1回予備調査については、中部南地区と中部北地区がともに1.42倍で並び、それ以外の3地区については、1倍を下回っている。前期選抜については、中部地区がともに3倍を若干下回る状況、他地区は1倍台の後半となっている。

「2 学校・学科別の志願倍率」であるが、予備調査で最も高い倍率となったのは、仙台工業・建築科の2.50倍で、昨年も2.43倍でトップであった。2番目は、宮城野高校・美術科の2.33倍である。資料には、高い方から5番目までを示しており、復興に関係する学科や特色ある学科が高い倍率となっている。定時制については、東松島・I部の1.33倍、仙台大志・I部の1.10倍の順となっている。

次に、前期選抜については、仙台一高・普通科で6.92倍、仙台三高・普通科で6.75倍と6倍を超えたものの、泉高、古川高、仙台南高では4倍程度となっている。また、定時制についても、推薦入試時の倍率は比較的低調であったが、今回は、東松島高では2倍を超えている。

次の11ページを御覧願いたい。「3 志願倍率が1倍を下回った学校・学科数」であるが、予備調査については、全日制で昨年より5学科の増、定時制で1学科の減、前期選抜については、全日制で昨年より52学科の減、定時制で2学科の減となっている。

「4 被災校の状況」については、津波で被災し、現在仮設校舎となっている3校のうち、宮城農業高、気仙沼向洋高では予備調査倍率が全学科で1倍を超え、宮城水産高では2学科とも1倍を切っている。また、宮城水産高校については、1月から渡波校舎に戻ることにして工事を進めており、予備調査後の11月10日に開催した学校紹介や12月8日に予定している文化祭により、中学生への広報活動を行うこととしている。被災した地域においては、これから志望校を絞る生徒もいるものと考えている。

今回の入試については、新しい制度の下での初めての選抜として、1回目の予備調査と前期選抜の結果を示したところであるが、「5 今後の入試日程」に記載のとおり、1月の第2回目予備調査の結果も踏まえながら、その入試が円滑に行われるよう万全を期してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

伊 藤 委 員

宮城県では全県一学区化及び男女共学化したところであるが、資料10ページの補助資料の志願倍率について、前年度と比較し、男女の割合がどのように変化しているのか。前年度と変わらない、または、旧男子校に女子生徒が入学したことにより、女子生徒の割合が高まっているなど、特徴的な傾向でも構わないので説明願いたい。

高 校 教 育 課 長

仙台一高の第1回目の予備調査を例に挙げれば、昨年度の男子469名、女子180名、倍率1.96倍に対し、今年度は、男子445名、女子201名、倍率2.05倍と微増しており、男子が微減、女子が微増との傾向であった。これは、第2回目の予備調査を実施しないと分からない部分もあるが、全体的な傾向としては、男女で若干の増減変化が見られている状況である。

今後、その調査結果の集計がまとまった時点で、あらためて報告させていただきたい。

10 資 料 (配付のみ)

- (1) 「みやぎっ子ルルブルフォーラム2012」の開催について
- (2) 平成25年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項等について
- (3) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (4) 平成24年度携帯電話等の情報端末に関する調査の結果について
- (5) 宮城県美術館特別展「生誕100年／追悼 彫刻家 佐藤忠良」の開催について

11 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年12月18日（火）午後1時30分から開会する。

12 閉 会 午後2時53分

平成24年12月18日

署名委員

署名委員